

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

既に市町へ権限移譲している事務のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 35 号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、自立支援医療（育成医療）に関する事務が都道府県から市町へ権限移譲されることとされたため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療）費の給付に関する事務を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
<p>第1条 (略) (市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>第3条 (略) 別表(第2条関係)</p>		<p>第1条 (略) (市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>第3条 (略) 別表(第2条関係)</p>	
(1)から(61)まで (略)		(1)から(61)まで (略)	
<p>(62) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。)および法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(育成医療に係るものに限る。)</p> <p>ア 法第52条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定</p> <p>イ 法第54条第2項の規定による支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける自立支援医療機関の決定</p> <p>ウ 法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付</p> <p>エ 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定</p> <p>オ 法第57条第1項の規定による支給認定の取り消し</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	市町(大津市を除く。)	(62)および(63) 削除	
(63) 削除			
(64)から(75)まで (略)		(64)から(75)まで (略)	